

仕 様 書

業 務 名 令和8年度希少野生生物保護管理対策（イヌワシ・クマタカ等）に係る保護巡視
（塩那森林管理署）

業務場所 栃木県那須塩原市東山国有林447林班外

（調査の目的）

第1条 本調査は、調査地域における猛禽類の生息状況について定点調査等により把握し、既存調査データの補完、当年度の国有林野事業の実施及び翌年度以降の国有林野事業計画の検討に資することを目的とする。

（調査の内容等）

第2条 調査地域における猛禽類の生息状況について、猛禽類の種類、飛翔日時、位置、軌跡、採餌・繁殖等の行動等について定点からの観測等により調査する。調査期間は令和8年9月から令和9年3月までとし、調査人数は1回に各定点1人とする。

（巡視結果の報告）

第3条 猛禽類の生息状況等について、飛翔軌跡及び繁殖箇所等を施業実施計画図（20,000分の1）に記載し、観察記録を様式3に整理する。また、月毎の巡視結果を、様式1及び様式2に取りまとめ調査翌月の10日までに報告する。ただし、令和9年3月は3月10日までとする。

2 上記の巡視については、有識者の指導や意見を得ながら実施するとともに、生息状況等について逐次監督職員に報告を行うものとする。また、調査の実施については監督職員と綿密な打合せを行うこと。

（調査報告書の作成）

第4条 上記調査結果に基づき、当年度の猛禽類の生息状況について解析するとともに、既存の調査結果と併せて地域内の生息状況及び周辺の環境とその特徴・変化等について記載し、次年度以降の国有林野事業の実施にあたり配慮すべき事項について提案を行う。

2 報告書の作成にあたっては、有識者の指導や意見を得ながら実施するとともに、監督職員と綿密な打合せを行うこと。

（成果物の納入）

第5条 報告書の提出にあたっては、ドラフトを納入期限の1週間前までに提出すること。

（1）納入期限及び場所

納入期限：令和8年3月10日（水）

納入場所：塩那森林管理署

(2) 納入物

報告書印刷物 1 部及び PDF データ

(資料等の閲覧、貸与及び返却)

第 6 条 受注者からの要求があった場合で監督職員が必要と認めたときは、受注者に対し過去の調査報告書等を閲覧又は貸与する。

2 受注者は貸与された調査報告書等の必要がなくなった場合は、ただちに監督職員に返却するものとする。

3 受注者は貸与された調査報告書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万が一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4 受注者は、貸与された調査報告書等について複写・頒布してはならない。

(情報の秘匿)

第 7 条 受注者は、発注者の許可なくして本調査結果を公開あるいは他の業者に転用してはならない。

2 受注者は業務上知り得た事項について、第三者に漏洩させない義務を負うものとする。

3 希少野生動物の生息情報については原則非公開の扱いであることから、その取扱いについては十分注意を払うものとする。

(その他)

第 8 条 事業の実施にあたっては、森林法、国有林野の管理経営に関する法律、国有林野管理規程、その他関係法令を遵守して行うこと。

2 事業の実施にあたって不明な点は、監督職員と綿密な打ち合わせを行うものとする。

3 調査で入林する際には、塩那森林管理署及び対象管内森林事務所に事前に連絡し、注意事項等特段の指示がある場合は、それに従うものとする。

4 本仕様書に記載されていない事項、または取扱いについて疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定するものとする。

〔様式 1〕

森林管理署確認欄

署長	総括森林整備官	主査

「令和 8 年度希少野生生物保護管理対策（イヌワシ・クマタカ等）に係る巡視（塩那森林管理署）」
実施報告書

（ 月分）

令和 年 月 日

塩那森林管理署長 あて

受託者

所 属	塩那森林管理署		
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
実施人員	区 分	延人員(人)	巡 視 者 名
	自然保護管理員		
巡視月日	巡 視 内 容		
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
考 察			

（注 1）本様式には日誌（様式 2）を集約し、毎月提出する。

（注 2）実施人員の備考欄には、当該月に実際に巡視を行った者の氏名を記入する。

（注 3）考察欄には、既存の生息情報と照らしあわせ特徴的な事項や変化等について記入する。

〔様式２〕

「令和８年度希少野生生物保護管理対策（イヌワシ・クマタカ等）に係る巡視（塩那森林管理署）」
 日誌（ 月分）

塩那森林管理署

日	曜日	天候	林小班	巡視者氏名	人数(人)	特 記 事 項
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計						

（注）実施報告書に添付し、毎月提出する。

〔様式 3〕

「令和８年度希少野生生物保護管理対策（イヌワシ・クマタカ等）に係る巡視（塩那森林管理署）」
野帳

塩那森林管理署

[illegible]

- (注) ① 巡視を実施した日毎に、観察地点を示した図とともに作成する。
② 日誌に観察地点図とともに添付し、毎月提出する。